

東京有明医療大学動物実験実施要領

(趣旨)

第1条 東京有明医療大学動物実験規則第40条に基づき、この実施要領を定める。

(規則第23条、記録の保存)

第2条 実験動物の搬入、飼養保管、死亡等について施設等に常備する実験動物管理台帳(様式1)に記録する。

(規則第30条、施設等の維持管理)

第3条 施設等は常に清潔に保つとともに、施設等に備え付けられた機械・器具については適正に使用する。

2 動物実験実施者が使用した機材等については、汚水処理槽および滅菌装置が設置されている場所において、動物実験実施者の責任において洗浄・滅菌を行うものとする。

3 滅菌装置(オートクレーブ、ガス滅菌器)他、施設等に備置の研究機器を使用する場合は、事前に「施設等内研究機器使用届」(様式2)を、管理者に提出するものとする。提出された施設等内研究機器使用届書は、公的研究支援室に保管する。

(規則第32条、危害防止)

第4条 動物実験等に伴う動物の死体及び汚物、又は飼養中に死亡した動物の死体及び糞などの汚物類は、動物実験実施者の責任において直ちにビニール袋に入れ、実験室に設置されているフリーザー内に収納する。

(規則第33条、緊急時の対応)

第5条 動物実験等中に災害等以下のような異常事態が発生した場合、発見者及び関係者は、応急措置を取ると共に動物実験責任者に報告しなければならない。動物実験責任者は、事態の内容に応じて緊急措置を行い管理者及び実験動物管理者に報告しなければならない。また動物実験責任者は、管理者及び実験動物管理者と共に発生原因の究明、再発防止策を講じなければならない。

(1) 火災、地震等の災害時…直ちに動物実験を中止して自己の安全を確保する。

(2) 動物実験施設設備、機器故障…可能な範囲で応急措置を行い、関係者と協力し問題解決を図る。

(3) 軽度の負傷事故(切傷・捻挫等)…負傷者は、直ちに適切な手当を受ける。

(4) 重度の負傷事故(骨折・出血等)…関係者は、動物実験を中止し負傷者に応急処置を行い、救急通報する。

(5) 動物実験等を原因とする感染事故…動物実験責任者は、他の従事者等での発症の有無を確認し、必要に応じ医師の診察を受けるよう指示する。

(6) 薬物・薬品の紛失…毒劇物に該当する薬物・薬品の紛失を発見した場合、発見者は情報を収集し、事務局総務部に通報する。

(7) その他…東京有明医療大学危機管理規則に則り、事務局総務部に通報する。

(規則第34条、危機管理について)

第6条 動物実験中のケガ、薬品や採材した血液などのサンプルの取り扱いには十分注意しなければならない。特に、動物アレルギーについてはアナフィラキシーなど命にかかわる可能性があるため、実験開始前に対象となる動物に対するアレルギーを持っているか否かについて自主的に検査を受けるなどして把握しておく必要がある。また、自己管理を十分に行い、動物実験中はアレルゲンとの接触を最小限にすることを努めること。万が一、体調不良などを感じた場合は速やかに周囲の人に声をかけ知らせること。動物の取り扱いに不慣れな者は熟練者の指導のもと実験を行い、咬傷事故等が起こらない様努める。

(規則第35条、インシデント・アクシデントの報告について)

第7条 実験動物の逸走、動物数不足、咬傷、針刺しなどが発生した場合は、速やかに管理者及び実験動物管理者に報告をすること。インシデント・アクシデントは動物実験委員会にて報告し、その対処法を検討し、教育訓練にて関係者に共有する。

(規則第36条、人と動物の共通感染症の対応)

第8条 動物実験等は、人間にとって危険な人畜共通感染症の病原体に接触する可能性を有するので、こうした疾病の発生を未然に防止するため、施設等を利用する者は次の諸点を遵守また留意する。

- (1) 専用のマスク、実験衣、手袋の使用
- (2) 動物に接触する前後での手洗・消毒
- (3) ケージ、床敷きの定期的交換(1週間に2回以上)
- (4) 汚物、死体の適切な処理
- (5) 実験使用後の機器・資材の消毒・滅菌
- (6) 動物に由来する血液・組織等の適切な取り扱い
- (7) 施設等における飲食の禁止
- (8) 外部からの侵入動物(ネズミ、ゴキブリ、ダニなど)の防除
- (9) 飼養・実験関係の利用登録者以外の立ち入り制限
- (10) 検疫の定期的実施(1年間に2回以上)

(規則第37条、教育訓練)

第9条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、東京有明医療大学動物実験規則第35条に掲げる教育訓練に参加しなければならない。

(細則の改廃)

第10条 この実施要領の改廃は、動物実験委員会の審議を経て、行う。

